

**大田区生活再建・就労サポートセンター及び大田区ひきこもり支援室
運營業務委託事業者募集要領**

1 件名

大田区生活再建・就労サポートセンター及び大田区ひきこもり支援室運營業務委託

2 目的

本業務は、生活困窮者自立支援法及び社会福祉法に基づき、大田区における生活困窮者、地域社会からの孤立が長期にわたる者（以下「ひきこもり等」という。）の経済的自立・就労に向けた支援を行うことを目的とする。

3 委託内容

別紙「仕様書（案）」のとおり

4 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

※契約は単年度限り。1年度ごとの契約を4回まで更新の可能性あり。ただし当該年度の予算措置、前年度までの履行状況及び事業の継続、見直し等の条件により、契約を保証するものではありません。

5 履行場所

別紙「仕様書（案）」のとおり

6 概算経費

未定

なお、本件は最低制限価格を導入する。また、本事業は予算成立前の募集となるため、予算案が可決しなかった場合は実施しない。

7 選定方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により、第一次審査（書類選考）及び第二次審査（プレゼンテーション審査）で選定する。
- (2) 第一次審査は提出書類について内容の審査を行う。
- (3) 第二次審査は第一次審査を通過した事業者（3者以内）に対し、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。
審査結果については、第一次審査の結果を令和6年11月下旬、第二次審査の結果を令和7年1月中旬に文書にて通知する。なお、審査結果内容についての質問は一切受け付けない。
- (4) 審査結果により総合点の最も高い者及び次点の者の2者を選定する。
- (5) 審査結果は大田区契約担当課に本業務の委託について推薦する事業者（契約先候補予定者）を選定するものであり、契約締結決定は契約担当課において行う。なお、本要領9に掲げる応募資格を喪失した場合は契約できないものとする。
- (6) 総合点の最も高い者が応募資格を喪失した場合は、次点の者と契約する。

8 評価内容

以下の評価項目にて、「大田区生活再建・就労サポートセンター及び大田区ひきこもり支援室運営業務委託事業者選定委員会設置要綱」で定める選定委員会が行なう。

(1) 第一次審査

ア 業務評価

No.	評価項目	審査内容
1	全体評価	事業目的を理解し、事業者の特性を活かす区の求めている仕様以上の提案内容等
2	受託実績	生活困窮者への支援や相談対応に関する受託実績等
3	運営取組	各事業一体実施に伴う管理体制、職員確保、配置等
4	教育・研修	従事者に対する教育・研修体制等
5	個人情報保護	個人情報保護の考え方や実施体制等
6	危機管理体制	トラブル時の職員体制や対応策等
7	自立相談支援事業	必要人員、支援内容、事業周知、アプローチ方法等
8	就労準備支援事業	必要人員、支援内容等
9	家計改善支援事業	必要人員、支援内容等
10	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	必要人員、支援内容、事業周知、アプローチ方法等

イ 価格評価

NO.	評価項目	審査内容
1	費用対効果	経費見積額の妥当性

(2) 第二次審査（第一次審査結果及びプレゼンテーション評価の総合審査）

NO.	審査内容
1	プレゼンテーション
2	質疑応答
3	全体評価

(3) 財務諸表の評価

NO.	審査内容
1	財務状況の安全性、収益性等

9 応募資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人税、消費税、地方消費税及び法人事業税等を滞納していないこと。
- (3) 区内に本部、事業所等を有する法人であること。もしくは、東京 23 区内において生活困窮者への相談支援等の事業実績がある法人であること。(NPO 法人、社会福祉法人、企業等を含む)
- (4) プロポーザル申込者又はその役員等が以下の項目に該当していないこと。
 - ア 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する場合
 - イ 暴力団員を雇用している場合
 - ウ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる場合
 - エ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

10 配布書類等

応募される法人のご担当者様は、必ず来所の上書類を受け取ってください。また、その際に事業説明を実施します。

- (1) 配布書類
 - ア 仕様書 (案)
 - イ 応募提出書類一式
 - ウ 個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯事項
- (2) 配布期間
令和 6 年 10 月 1 日 (火) から 10 月 31 日 (木) まで (土、日、祝日を除く)
午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時を除く)
- (3) 配布場所
大田区福祉部蒲田生活福祉課 自立支援促進担当
大田区蒲田本町二丁目 1 番 1 号 蒲田地域庁舎 1 階
電話 03-6715-7015

11 応募提出書類

No.	提出書類	様式
1	「大田区生活再建・就労サポートセンター及び大田区ひきこもり支援室運營業務委託」プロポーザル応募について	様式1
2	法人概要 (事業経歴、法人の概要、受託実績のわかる資料)	様式2
3	生活困窮者自立支援事業及び相談対応業務等受託実績書	様式3
4	運営取組及び教育・研修について	様式4
5	個人情報保護について	様式5
6	危機管理体制について	様式6
7	自立相談支援事業について	様式7
8	就労準備支援事業について	様式8
9	家計改善支援事業について	様式9
10	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業について	様式10
11	経費見積書	様式11
12	財務書類 【社会福祉法人等】 直近3年間の事業報告書 ①資金収支計算書 ②事業活動収支計算書 ③貸借対照表 ④財産目録 【NPO法人】 直近3年間の事業報告書 ①貸借対照表 ②収支計算書 ③財産目録 ④収益事業に関する書類（損益計算書、利益処分計算書） 【株式会社】 直近3年間の決算書 ①損益計算書 ②貸借対照表 ③株主資本等変動計算書 ④附属明細書個別注記書 【共通】 ①直近3年間の法人税、法人事業税及び消費税の納税証明書 ②直近3年間の法人税及び消費税の確定申告書の写し（勘定科目内訳書を含む） ③直近2年間の事業計画書（予算書を含む） ④履歴事項全部証明書（登記簿謄本） ⑤直近3年間の決算書の注記 ⑥直近3年間の固定資産の増減内訳のデータ ⑦直近3年間の減価償却費累計額データ ⑧直近3年間の売上（あるいは営業収入）の種類別内訳書	
13	辞退届(辞退の場合のみ)	様式12
14	質問票	様式13

【注意事項】

- (1) 各書類の提出部数は**正本1部**（社印及び代表者印を押印）、**副本8部**（提出する副本は、法人を特定できる情報を必ず消去すること。写真等を添付する場合も同様）

の合計9部用意すること。ただし、「12」の財務関係書類は、正本1部、副本1部の合計2部用意すること。

- (2) 提出書類には通しページ番号を付けて提出すること。
- (3) 印刷物で会社概要等があれば様式2に添付すること。(通しページは不要)
- (4) 各様式については、概ね様式の体裁となっていれば、応募者がワード、エクセル等を使っての作成を可とする。
- (5) 提出書類の差し替え及び再提出は原則認めない。提出された書類は返却しない。

12 応募書類の提出

- (1) 提出期限
令和6年10月31日(木)の午後5時まで
- (2) 提出方法
持参によりお願いします。また、提出日時について調整するため、必ず事前に担当宛で連絡願います。
- (3) 質問について
業務内容、提出書類等についての質問は、令和6年10月1日(火)から10月10日(木)の間に質問票(様式13)を電子メールで提出すること。件名については「【事業者名】大田区生活再建・就労サポートセンター等運營業務委託 質問事項」と記載すること。
受け付けた質問への回答は10月17日(木)以降、区のホームページで一括して回答する。個別の回答は行わない。また、電話での質問は一切受け付けない。
【メールアドレス】 ka-sefu@city.ota.tokyo.jp
- (4) 辞退について
応募を辞退される場合は辞退届(様式12)により提出すること。

13 プレゼンテーション

令和6年12月12日(木)午後1時にプレゼンテーションを実施する。時間は1者につき25分程度(プレゼンテーション15分、ヒアリング10分)とし、実施時間、場所等は決定次第、別途通知する。

14 その他

- (1) 応募に係る一切の費用は業者の負担とする。
- (2) 最終的な契約金額については、選定した事業者との協議の上取り決める。
- (3) 議会において予算が否決された場合は、本事業は実施しない。

担当(提出先)

大田区福祉部蒲田生活福祉課
自立支援促進担当 鈴木、森、大本
大田区蒲田本町二丁目1番1号
蒲田地域庁舎1階
電 話 03-6715-7015
F A X 03-5713-1113